

通告6番目、14番、市來利恵議員、一問一答方式で質問をお願いいたします。

市來利恵議員。

○市來議員 14番、市來利恵です。議長の許可をいただきましたので、通告に従い一問一答方式にて一般質問を行います。

まず初めに、高齢者に補聴器購入助成についてであります。

難聴者には、軽度難聴、中度難聴、また重度難聴の大まかに3つの聴力レベルとなっています。軽度難聴者は、文字どおり日常生活にほとんど影響がありません。中度難聴者は、日常生活には支障があるけれども、重度とは違って補聴器がなくても生活ができなくもないという状態です。重度難聴者は、重度の難聴のため生活に支障を来します。重度難聴者の方には、身体障害者手帳が交付され、補聴器購入費用の助成を受けることができます。

耳の聞こえは加齢によって周波数の高い音から悪くなります。聴覚障害は、一部の限られた人の問題ではなく、70歳以上の2人に1人が持つ深刻な問題です。難聴者の多くは感音性難聴であり、これは老人性難聴でもあります。

近年、老人性難聴の増加が深刻化してきており、耳が悪くなったかなと実感するのは40から50デシベルの中程度の聴力ですので、身体障害者手帳を所持するまではありませんが、難聴者と同じような社会的な困難事例が見られています。

日常生活の中では、さまざまところで音が使われており、電話の着信、電子レンジ、炊飯器、洗濯機、玄関のチャイムなど、家の中を見渡しても音で知らせてくれるものは数多くあります。またカーナビや病院などでも音声での案内が中心となっています。テレビの音声聞き取れない、電話のベルが聞こえない、玄関先に人が来ていてもわからないなどの支障を来し、難聴の程度によりますが、難聴が進むにつれて、以前は聞こえていた音が聞こえづらくなり、日常生活が不便になってしまうということです。

また、危険を知らせるサインとしても音は使われています。自動車のクラクション、自転車のベル、火災報知機など、これらの音はとても大きな音ですので、難聴が余り進行していない限り、気がつくことができます。

しかし、日常生活の中では、意識せずに音で危険を察知している場面があります。例えば、狭い道で背後から自動車や自転車が迫ってきたとき、健常者であれば気配で気がつき避けることができます。これは自動車や自転車が走る音を捉えているからです。対して難聴者の場合、背後から迫ってくる音に気がつかず、接触してしまったり、事故につながってしまったりする可能性もふえてまいります。

聞こえが悪くなることによる問題は、日常生活が不便になったり、危険に気がつかなくなったりなど、聞こえないことで直接起こる問題にとどまらず、実は聞こえが悪くなることは、対人関係や心身状態にも影響を及ぼしてしまう可能性があるとして専門家からも指摘がされています。

難聴になることで、周りとの会話のキャッチボールが難しくなり、人とのコミュニケーションの機会も次第に減っていきます。人とのコミュニケーションが減少し、孤立、いら立ちや落ち込みなどの感情が発生、負の感情が大きくなり、さらにコミュニケーションは減少という悪循環が生まれてしまう可能性があると、このように言われています。

また、難聴があると、抑鬱傾向が出ることもわかってきています。2014年にアメリカで1万8,000人を対象にした調査で、正常な聞こえでは5%の人に抑鬱傾向があるのに対し、難聴の人では11%の人で抑鬱傾向が認められたとの報告、最近のアメリカの報告では、認知症のない難聴の人639人を11年経過してから再調査をしたところ、58名に認知症が見られ、軽度難聴で約2倍、中程度難聴では約3倍、高度難聴では5倍、認知症になる確率が高いことも報告されています。

難聴の人が認知症になりやすい理由は、さまざまな説があるとされておりますが、脳が聞くことに多くの能力を費やしてしまい、脳への負担が大きくなるため、音や人の声が聞き取りづらくなることで人とのコミュニケーションが減るため、これらが組み合わさることで、認知力の低下につながると言われています。つまり難聴であることが直接の原因ではなく、難聴により人との交流が少なくなることが、認知症になる可能性を高めてしまうということです。

全国で、少なく見て約600万人、高齢化が進む中、今後さらにふえることは確実です。難聴による社会的・家庭的孤立、引きこもり、そして認知症につながることも心配されますが、まず岩出市内の高齢者の実態調査等で見られる聴力の現状について、お聞きをいたします。

2つ目は、特定健康診査等や後期高齢者健康診査の項目に聴力検査を入れるよう国に働きかけるとともに、市として、65歳以上の健康診断、聴力検査を加える考えについてお聞きをいたします。

3つ目は、日本において補聴器の価格は、片耳当たり、おおむね3万円から20万円であり、特に感音性難聴では、波長に合わせて調整が必要で、どうしても高くなります。日本の難聴者率は欧米諸国と大差はありませんが、補聴器使用率は欧米諸国と比べて低くなっています。その一因が補聴器の高価なことにあると思います。

欧米では、補聴器購入に対し、公的補助制度があり、日本でも一部の自治体等で高齢者の補聴器購入に対し補助を行っているところも見られてきました。

市でも高齢者への補聴器購入助成への取り組みを求めますが、いかがでしょうか。

○田畑議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 市来議員ご質問の1番目について、お答えをいたします。

まず1点目、高齢者の実態調査等で見える聴力の現状はについてでございますが、高齢者の実態調査で、直接的に聴力についての調査はしておりません。第7期介護保険事業計画策定に当たり、高齢者の生活状況等についてのアンケート調査を実施いたしました。この調査の中で、外出を控えている方のうち、その理由として、聞こえの問題など耳の障害と答えた方が、一般の高齢者では134人中7人、5.2%、要支援認定者では363人中46人、12.7%であるという結果が出ております。

次に2点目、特定健康診査等の項目に聴力検査を入れるよう国に働きかけるとともに、市として65歳以上の健康診断に聴力検査を加える考えはにつきましては、特定健康診査は生活習慣病に関する健康診査であり、健診の項目は国の実施基準に定められておりますので、市におきましても、国の基準により特定健康診査を実施しているところであり、国に対して聴力検査を追加するよう働きかける考えはなく、今後も現行どおり実施してまいりたいと考えております。

また、後期高齢者医療の健康診査は、特定健康診査の検査項目とほぼ同様の内容で、生活習慣病等の重症化予防、健康意識の向上などを目的に、和歌山県後期高齢者医療広域連合が実施しているものでありますが、聴力検査を健診項目に追加する予定はないと聞いております。

続いて、3点目の高齢者への補聴器購入助成につきましては、身体障害者手帳をお持ちで、要件に該当する方に対する補聴器の費用の支給は行っておりますが、今のところ、高齢者の方、一般に対する助成の考えはございません。

以上です。

○田畑議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 まず、私がなぜこの問題を取り上げたか。市民の方に難聴で人とのコミュニケーションがうまく図れずに悩んでおられる方が多くいたからです。人との集まりでは、みんなの言っていることが聞き取れず、会話に入れないと孤独を感じた方、必ず1回で聞き取ることができないため、何度も聞き返すことに申しわけを感

じ、人との接触を避ける方、市のさまざまな講演会などに参加したくて、行きたくても内容を聞き取れず諦めている方、体は健康で元気であるにもかかわらず、難聴のためストレスを感じている方々がたくさんおられる。これを周りの人たちも何とかできないかという、そういうご相談がかなりたくさんございます。

高齢者の難聴、つまり老人性難聴は、聞こえないから不便だというだけの問題ではないと感じたからです。だからこそ現状はどうなっているのかを市がまずつかんでいるのかをお聞きいたしました。

介護の7期に対するアンケート調査等々はやっておられて、数字的には出ました。しかし、介護だけではなく、私は、高齢者全体でやはり調査を行うべきだと考えています。

現状を知らなければどんな対策を立てればよいか、どういった援助が必要かなど、考えられないからです。現状をしっかりとつかむ必要があると考えますので、高齢者を対象とした調査など、やはり聞こえに対する項目をしっかりと設け、調査をするべきではないか。例えば、聞こえ方によって、現在どうなのかという点と、それによる障害は何なのか。例えば、今、会話に入れないとといった困難が起こってきているとか、そうした集まりに行くのがためらっているとか、そういうものも含めて、しっかりと調査をする必要があるのではないかという形を考えていますので、これに対して、もう一遍の答弁をいただきたいと思います。

2つ目は、厚生労働省が、平成27年1月に、関係11府省庁と共同で、「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～（新オレンジプラン）」を策定しています。この新オレンジプランの中でも認知症の危険因子として、加齢、遺伝性のもの、高血圧、糖尿病、喫煙、頭部外傷、難聴の7つを上げています。国も認知症の原因の1つとして、難聴があると考えています。

このことから考えれば、国にしっかりと要望を上げることができると思います。先ほどは国に働きかける予定は考えていないというふうに申しましたが、しかし、このオレンジプラン等々でも位置づけられていることを考えれば、国に意見を上げることができると思うので、それについてどのようにお考えになっているのか、お聞きをしたいと思います。

そして、健康診査の項目、もちろん国の基準でやっているんで、岩出市については独自でやる必要がないというふうにお考えになっている、このようにご答弁をされました。しかしながら、実際に介護の問題に当たっては、パートナーがいる方々にとっては、ふだんから会話する機会が捉えられたり、コミュニケーションをとれ

るんです。ところが、パートナーが、実際にいなくなったときに、初めて人との接することに戸惑いを感じたり、耳が聞こえないことによって表に出ていけない。引きこもりになるというところがふえてきています。

そうした意味からも、しっかりそれにつなげる何らかの対策、また自分自身がその認識を深めるためにも、健康診査を用いてしっかりとこれについて自覚ができるように、また、市としても捉えることができるように、この項目を入れることを求めたいと思います。

国に老人性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を私は創設するよう働きかけることもできるのではないかと、このように考えています。

それについて、国に意見を上げるその必要が私はあると考えますが、市はどのようにお考えになるでしょうか、お答えをいただきたいと思います。

先ほど、市では補助を考えていないと答弁がありました。補聴器のさらなる普及で、高齢者になっても生活の質を落とさず、心身とも健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながると考えています。この点から、再度ご答弁を求めたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 市来議員の再質問にお答えをいたします。

まず、高齢者の聴力についての実態調査を行っていくべきではないかというご質問であったかと思いますが、先ほどご答弁させていただきましたが、第7期の介護保険事業計画を策定する上で、この調査は高齢者から抽出して、一般の高齢者あるいは要支援の認定を受けられている方、要介護認定を受けられている方、そのような方々から一定程度の数を抽出して調査を行った結果というところでございます。そういう意味では、高齢者の調査に対する実態調査というふうに捉えております。

また、次年度以降、第8期の介護保険の計画を立てていく上で、いろんな調査等は行っていくこととしておりますので、その必要性については、その場で検討していくことになろうかと思っております。

それから、国への要望についてというところでございます。健康診査に関しましては、先ほど申し上げましたように、生活習慣病の早期発見、予防、健康意識の向上という目的で実施をしておるというところでございますので、その部分については、先ほど申し上げましたとおり、聴力検査を要望していくというような考えはございません。

それから、特定健康診査の中で、今申し上げましたように、国の基準に基づいて実施はしていくというところでございますけれども、実際、聴覚のことに关しましては、特定健康診査において、医師による問診というような機会もございます。そういう中で、問診というのは、お医者さんと対象者の方のやりとりということになるんですけども、そういう中で、ちょっと聞こえ方というような場合は、医師の判断によって耳鼻科への受診を進める場合もあるのではないかと考えておるところです。

それから、他市町村で補聴器の助成をやっている自治体もあるということでおっしゃっておられました。我々も埼玉県朝霞市あるいは幾つかの自治体で助成を実施しておるといことは把握をしておるところでございますけれども、我々としては、先ほど高齢者の引きこもり、高齢者が家へ引きこもってしまつてという、そういう視点からの懸念ということでおっしゃっておられる部分もあると思います。外出に支障を生じる原因というのがほかにもございます。最も多かつたのは足腰への不安を訴える方、これが外出を控えている方のアンケートのうち半分は足腰の不安を訴えている方ということで、我々としては、まず高齢になつても元気で健康に暮らしていただけるよう、そもそも介護予防の推進であるとか、健康に対する意識の向上、こういうところを総合的にはやっていくということで考えていきたいと思いますが、他市町村の状況とか、そのあたりに関しましては、情報収集とか調査研究、怠りなくやっていきたいと、そのように考えております。

以上です。

○田畑議長 再々質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 調査に関しては、ぜひ第8期で、その必要性を含めて検討していくことですが、私はしっかりと、その中ででも結構でございます。やっぱり実態を調査した中で、しっかり市が把握する。それによつて、例えば、何が市としてできるのか、どういった施策が組めるのか、また、どういった対策を打つていかないといけないのかというのがはっきりと見えてくると思うんです。そういう中には、8期でも結構でございます。調査を行うに当たつては、しっかりと聞こえに対する調査等も含めて考えていっていただきたいと思つています。

認知症の關係で、私ちょっとお聞きをしたんですけど、外出には足腰の不安が多いというのがあります。ただ、難聴の方でも、結局、体は元気、どこにでも行ける。ただ、会話が成り立たなかつたり、相手に何度も聞き返したり、やっぱり多くの入

たちの間に入っていても、会話が聞き取れないことによってコミュニケーションがとれない。だから、外出を控えるんだという方がいらっしゃるということなんです。そこをどうするか。パートナーがいらっしゃる場合は、まだコミュニケーションがとれるからいいんです。

例えば、ひとり暮らしになった方々なんかだったら、本当に孤立して、家に引きこもったままになりますよ。そういったことはないように、何が対策として打てるのか。このことを福祉として、私は岩出市としても考えていかなければならないのではないかとこのように思っています。

先ほど、市のほうからも事前に自治体でやっておられる例も出しながら言ってくれたと思うんです。私ももちろん調べています。各自治体がやっている助成制度、各自治体によって、もちろんさまざまな条件をつけてやられているところも、かなり多いんです。例えば、年齢だったり、所得だったり、例えば、ひとり暮らしだったり、それはあわせて何を含んでいるかといったら、高齢者全体で、それは該当すれば、たくさんの方々がこの補助を受けるとなったら、財政的にどうなのかという点もあります。

だから、低所得者だったり、その条件をそれぞれの自治体が考えながら、自分たちの自治体に合った方策で助成をしているという点です。こうしたところが出てきているということを考えたら、岩出市でもできないという選択肢はないということなんです。どうやったらできるかということも踏まえて、私は考えていく必要があるのではないかと思います。

医療、保健、福祉の連携で、支援する仕組みがやっぱり整っていかなければならないのではないかと。具体的には、聴力検査など、さっきから検査はしないというふうに言われていますが、聴力の管理、みずからの聞こえない範囲を体で把握し、他者とのコミュニケーションについて考えるなどの訓練の場が必要ではないかと思っています。自身の聞こえを振り返る場にもなると考えます。

難聴者、また途中で耳が聞こえなくなった方、安心できる仕組みづくり、難聴者の社会参加を総合的に支援するシステムの構築、そういう支援が市として考えられないものでしょうか、今後の福祉対策に対するお考えをお聞かせ願いたいと思います。

国については、しっかりと私は働きかけは必要ではないかと。他県のところでも国に対してしっかりと意見書を上げるような対策もしております。岩出市としても、国に対してそうした意見をしっかりと上げていく必要があると思いますが、その辺

について、再度お答えを求めたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 市来議員の再々質問にお答えをいたします。

実態調査について、実態調査をすることで、現状がはっきり見えてくる、対策につながっていくのではないかというふうなお話であったかと思います。

先ほども申しあげましたように、実態調査、これに特定した実態調査ではございませんが、介護保険の事業計画を立てていく上の調査で見えてきたところといいますと、やはり外出を控えている理由の中には、足腰の不安やそういう部分を訴える方が多い。我々としては、その中で、先ほど申しあげましたような、そもそもの対策としては、介護予防とか健康に関する部門、それから、なかなか遠くへは活動しに行きにくいという方も多いのかというふうにも感じますので、近くで活動している団体やサークルの紹介、情報提供ということで、今回、今年度、情報マップの作成であるとか、そのような部分の中で支援をしておるところです。

それから、その中で聞こえの振り返りというところでも、確かにお家へこもってしまいますと、なかなかそういう部分も自分ではわからへんというようなところもございます。そういうところの、やはりいろんな活動に積極的に参加していただく中で、やっぱりちょっと聞こえるのは難しいかなという部分も気づく部分もあろうかと思っておりますので、やはり外へできるだけ出ていっていただけるような、いろんな環境づくりというのをやっていきたいなと考えております。

それから、認知症の対策からもというところでございます。聞こえにくいということでストレスになって、人との交流を避けるというところから閉じこもりの原因あるいは認知症につながっていくというところもあるだろうというふうには考えております。

市としましても、聞こえにくい方への配慮が大事であるというふうにも考えますので、認知症のサポーターの養成講座であるとか、そのようないろんな機会のある方に、高齢者の聞こえの問題も含めて、いろんな部分での高齢者への配慮について、意識の啓発に努めてまいりたいと考えております。

国への助成に対する要望というところでございます。耳の聞こえの問題、高齢になりますと、いろんな身体的な問題はさまざま出てきます。その中で外出に支障を生じる原因、そこから認知症につながる原因というのは、先ほど申しあげました足腰であるとか、目の問題もそうですし、いろんな加齢に伴って、さまざまなところ



で身体的な影響が出てきます。そういう中で総合的にいろんな部分で考えていかなければならないと考えますので、聴力に関して、特定して、国へ助成の要望とか、そういう部分というのを上げていくという考えはございません。

以上です。

○田畑議長　これで、市來利恵議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

市來利恵議員。

○市來議員　LGBTの理解と支援、人権教育についてであります。

近年、性的少数者、性的マイノリティという言葉聞く機会がふえてきました。恋愛の対象者が同性に向く人や性同一性障害など、体の性と心の性が食い違う人をはじめ自分の性別に違和感を覚える人のことです。

同性を好きになることに対しては、根強い偏見や差別意識があり、また、体の性と心の性との食い違いに悩み、周囲の心ない言葉や好奇の目にさらされ、苦しんでいる人がいます。

電通の調査で、平成24年、全国の20歳から50歳代、約7万人に対し、ネットによるアンケート調査を実施した結果、性的少数者の割合は約5.2%、19人に1人、平成27年4月に行った同様の調査では約7.6%、13人に1人、平成30年では約8.9%、11人に1人という結果が出ました。11人に1人の割合でいることを踏まえると、誰もが社会や地域、企業や職場にいるのではないかと考えられます。

では、職場や地域の理解はどうでしょうか。受け入れられる環境が整っているのでしょうか。間違った知識や情報のために偏見や差別につながることは十分にあり得ると考えます。そのようなことを防ぐためにも知識や情報を正しく理解できるよう対策や取り組みを行う必要があると考えます。

まず、そこで性の多様性について、市長の認識をお聞きいたします。

2つ目は、私は全ての職員を対象とした研修会を設けることが望ましいと考えています。正しい知識と情報で、市民対応を初め職場での理解、そして、どういった支援が必要とされているのか考えるきっかけにもつながります。職員研修についてお聞きをいたしたいと思います。

3点目は、理解と支援対策、新しい知識の普及活動について。過去に尾和弘一議員の一般質問においては、窓口については福祉課で対応、各種申請書等の性別記載については、今後、男女性別記載の必要性の有無、記載方法等を調査研究をすることを答弁されていますが、その後、改善されてきたのか。改善の方向性を持ってい

るのか。普及活動においては、男女共同参画運営事業において講演会の開催や男女共同参画推進ニュースなどによる啓発活動を取り組まれておりますが、今後の取り組みについてお聞きをいたしたいと思えます。

4点目は、教育現場での理解を促進し、配慮を行っていくことは欠かせません。「いのちリスペクト、ホワイトリボン・キャンペーン」が行ったLGBTの学校生活調査では、自分がLGBTかもしれないと気がついた学年については、ゲイ、レズビアン、体が女性で性別違和がある人の場合は中学1年生から中学2年生が最多で、小学校6年生から高校1年生の期間に自覚したとの回答が半数を占めたそうです。

一方、体が男性で性別違和がある人の場合は、25%は小学校入学前に自覚があり、約半数が小学校卒業までに自覚したと回答をしています。いわゆる思春期に性的指向、性自認の自覚がなされていること、性別違和に対する支援は、小学校の時点から必要であることが推測されます。

小学校から高校の間に、自分がLGBTであることを誰にも言えなかったと回答したのは、全体の約4割、言えなかった理由は、理解されるか不安だった、話したらいじめや差別を受けそうだったが上位となっています。家族にすら打ち明けることができない子供にとって、学校で先生や友人などに1人でも自分の胸のうちを話せる人がいるのかいないのかでは、その後の人生をも左右する分かれ道となることは間違いありません。

LGBTの学校生活調査では、いじめや暴力について、7割が身体的暴力、言葉による暴力、性的な暴力、無視、仲間外れのいずれかを経験しており、そのうち3割が自殺を考えたという深刻な状況になっています。

また、いじめや暴力を受けた時期は、小学校低学年から次第に増加し、中学2年生のときにはピークを迎えているという結果が示されております。また、宝塚大学の日高教授が行った性的マイノリティ1万5,000人の調査では、学校でいじめに遭った人は6割にも上り、自殺を考えた方も6割台、自殺未遂をした方も1割以上だったとの報告もございます。

性の多様性を尊重し、全ての人間が個性豊かに人間らしく生きられる社会のあり方について、学習することが必要です。

まず、性の多様性について、教育長の認識をお聞きいたします。

次に、2016年4月、文科省から性同一性障害や性的指向、性自認にかかわる児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施についてが通知されました。そこには性同

一障害にかかわる児童生徒についての特有の支援のあり方や性的マイノリティとされる児童生徒に対する相談体制等の充実についての対応が示されております。この通知は、2010年の児童生徒が抱える問題に対しての教育相談の徹底についてや、2014年、閣議決定された自殺総合対策大綱を踏まえて出されているものです。学校での支援体制、医療機関との連携、学校生活の各場面での支援などを示しており、具体例として、服装や頭髪、更衣室、トイレの使用や授業、水泳など、きめ細やかな配慮を行うよう求めています。こうした通知は十分活用できると思います。

教職員の研修については、過去の答弁において、特段特化しなくても十分対応していけると答弁されておりますが、その後の教職員の研修においてこういった取り組みを行ってきたのか、また、理解は深まってきているのかをお聞きしたいと思います。

次に、以前の一般質問では、在籍している場合、個々に相談の上、対応していくと答弁をされています。市内小中学校における性の多様性について、子供たちの実態把握についてはどうか、お聞きをいたします。

○田畑議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 市来議員ご質問の2番目、LGBTの理解と支援、人権教育についての1点目、性の多様性、LGBTについて、市長の認識はについてをお答えをいたします。

これまで、私たちは日常において、男性、女性という視点で性を考えがちでありましたが、現在においては、性のあり方、考え方は多様になってきていると伺っております。性のあり方は個人の尊厳にかかわる大切な問題であり、おのこの思いを互いに尊重することが重要であると考えます。

なお、2点目、3点目については担当部長から答弁させます。

○田畑議長 生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 2点目と3点目について、通告に従いお答えをいたします。

まず2点目、職員研修についてですが、LGBTに特化した研修は実施していませんが、昨年8月に開催した課長補佐、係長を対象とするコンプライアンス研修において、ハラスメントに関連し取り上げております。また、平成29年度におきましては、11月に開催いたしました全職員対象の人権研修において、LGBTを取り上げております。LGBTは、さまざまな人権問題の1つであると認識をしており、今後も研修に取り組んでまいります。

続いて3点目、理解と支援対策、正しい知識の普及活動につきましては、今年度、人権を考える強調月間にリーフレットを、地区別人権学習会やふれあい祭りにおいてパンフレットをそれぞれ配布して啓発を行いました。また、ふれあい祭りの人権啓発コーナーにおいて、DVDの上映、昨年度はパネル展示も行っております。相談体制としましては、人権担当部署の相談窓口で対応することになりますが、内容に応じて、県の関係機関等と連携することとしております。

以上です。

○田畑議長 教育長。

○塩崎教育長 4点目についてお答えいたします。

性の多様性、LGBTなどに対する正しい理解や対応につきましては、人権教育の1つと捉えています。学校教育においては、人権が尊重される環境づくりに努めるとともに、子供の実態を十分に把握し、一人一人を大切にした教育を推進する。また、人権尊重の推進を生活の中に生かせるよう、教職員の共通理解のもと、発達段階に応じた教育活動全体を通じた計画的な指導に努めることが重要となります。

管内の学校で、性に関することで児童生徒や保護者から学校に対して相談が寄せられた際は、教育委員会として、例えば、学校における体制整備や支援の状況を聞き取り、必要に応じ、スクールカウンセラーや医療機関等とも相談しつつ、適正な助言等を行ってまいります。

「みんなちがって、みんないい」というメッセージを学校のみならず、社会全体が持つことで、子供たちが安心できる環境をつくっていく、その場所の1つが学校であると考えております。

5点目、6点目については教育部長から答弁させます。

○田畑議長 教育部長。

○湯川教育部長 市来議員の5点目、教職員の研修についてですが、先ほどご質問にもありましたように、平成27年4月に文科省から教職員向けに性同一性障害や性的指向、性自認に係る児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施についての通知が来てございます。

この中では、学校における支援体制、医療機関との連携、学校生活の各場面での支援等についての対応方針が示されてございます。本市の各学校においては、人権尊重の理念にある自分の大切さとともに、ほかの人の大切さを認めることができるよう、例えば、性的少数者等への理解を深めるため、法務省が作成した「あなたがあなたらしく生きるために 性的マイノリティと人権」というDVDによる研修や

県教育委員会、学生の人権学習パンフレット「自分らしくありたい」を使っての研修など、人権尊重の視点に立った学校づくりができるよう、教員の共通理解を図っているところでございます。

6点目の実態把握についてですが、現在のところ、各学校から相談を受けたという報告はございません。小中学校の段階で、性的指向はなかなか確立されていないということも考えられます。なかなか表面化しないというのが実態であるのかなと思います。

ただ、仮に在籍していることが明らかになった場合は、文科省の通知に基づき、学校生活のさまざまな場面における支援や保護者や周囲の児童生徒等への教育、理解を含め、一緒になって合意形成を図っていくことが重要になるものと考えてございます。

○田畑議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 まず1点聞きたいのは、各種申請書等々の性別記載についてでございます。こちらのほうについて、今現在どうなっているのか。過去に質問もされているわけですが、研究を行うことが答弁されております。その後、改善されたのか、また改善策、方策を方向性を持っているのか、これについてお聞きをいたしたいと思っております。

次は、これまでも教職員に対しては、いろんな通知を出したり、研修に対する人権のリーフレットをやって、理解を深めているという話でした。ちょっと1点、私から言いたいのは、宝塚大学の日高教授が、教員5,979人に意識調査レポートというのが、これインターネットでもとれるんですが、このレポートがございまして。その中で、大体40人クラスであれば、1人から2人ぐらいが存在するということが明らかになっています。

また、教室で授業で取り上げる必要があると答えた教師は半数以上、6割、7割の教員が思っている。しかし、授業で取り上げないかという設問に対しては、1、教える必要性がなかった。2、教師自身がよくわからない。3、教科書に書いていないと答えているんです。現場の先生は、教えなければならないと思いつつも、よくわからない。だから教える機会がなかったというわけです。具体的な研修をし、理解を深めなければ、先生は生徒に対して気づくこともできないのではないかと思います。うふうに考えるわけです。

「いのちリスペクト、ホワイトトリボン・キャンペーン」のLGBTの学校生活に

関する実態調査、LGBTの児童生徒が、大人にカミングアウトする割合は非常に低いことがわかっています。

生物学的女子で約3割、男子で約5割が、18歳になるまで誰にもカミングアウトしていない。言えたという場合でも、相手として選ばれる6割、7割は同級生だそうです。教師にカミングアウトした当事者は、全体の1割程度にすぎない。生徒にカミングアウトされたら対応を考える。個別の対応をするという話なのですが、実際には大人が当事者からのカミングアウトを待っているのでは、子供たちのしんどさというのは解消されません。大人が知らなくても、生徒の間ではカミングアウトされたりというのが、どこの学校でも実際に起こっている問題です。

大切なのは、たとえ明示がされていなくても、どこにでもいること、誰も孤立させないためにも、教師が日ごろから自分の言葉で伝えられることが大切ではないでしょうか。

生徒にどのような対応が可能かをあらかじめ教職員で検討したり、理解と知識を深め、カミングアウトを待たずに動ける姿勢を持つことが肝心です。

知らないと人権を守ることはできないが、知っていればできることはたくさんあります。こうしたことから、ぜひ専門家を招いて研修など行う取り組みをしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

次に、相談しやすい環境をつくり出し、相談を受けた場合は万全に対応を尽くしていく。このすべきこと、これを尽くすことができるということは言うまでもありません。それが不登校やいじめ、自殺防止につながります。

しかし、相談しなければ悩みが解決しないのでは、ごく一部の児童生徒を救うことしかできません。相談しなくても、悩まないで済むようにするのが最善策ではないでしょうか。相談しなくても悩まないで済む環境にすることが重要です。生徒の困り事は、まず何よりも自分を肯定するに足る正確な情報が欠如していること。周囲と自分が異なることに気がついて、参考になるモデルが乏しく、家族やクラスの友人が自分のような人間を気持ち悪い、普通じゃないとって笑っていることもある。調査によれば、18歳までに当事者の84%がネガティブな発言を見聞きしていることがわかっています。

このような環境で自己肯定感を育むことは難しく、しばしば他者へのカミングアウトよりも困難なのは、自分自身へのカミングアウトだと言われています。さらに身体の性に基つき、生徒を男子と女子に2つ、二分する学校の運営方法は、性別違和を抱える生徒にとっては、自分がいつも間違った性別で扱われ続けるような苦痛

や屈辱感の原因となるということもわかっています。

そうした問題がある中で、性的少数者、児童生徒が在籍の場合、個別の相談と答弁ありましたが、先ほども言いましたが、相談しなくても悩まないで済む環境にすることは、一体どういったものなのかということのを改めて考える必要があるのではないかと考えますので、その辺についてお答えをいただきたいと思います。

最後に、学校の提出書類についても、これ改善できる点はあるのではないかと思います。学校の書類、文書では、朝日新聞に、公立高校の入学の願書の中で性別欄が廃止が広がっているという記事がありました。こうしたことも必要なものは必要でなければならぬんですけど、必要でないものは必要でない、削除する項目方法もできるのではないかと考えていますので、それについてどのようにお考えになっているのかをお聞かせください。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 市来議員の再質問にお答えいたします。

まず、教える側の教職員のお話がありました。もちろん教職員のこういうLGBT等に対する知識、こういう知識の向上のために研修ということで行っているところでございます。また、日常の学校生活の中での教職員の子供たち、監視という言い方はおかしいけども、配慮といいますか、気づきといいますか、そういうところを発揮するにおいては、やはり基本的な知識が必要であるのかなと思っております。

先ほど研修の件でお話をしましたけども、人権教育と人権啓発の推進に関する法律の基本理念にのっとり策定されております県の人権教育基本方針、これをもとに岩出市学校教育の指導方針と重点におきまして、学校における教育活動全体を通して、発達の段階に応じた人権教育の推進を掲げて、4月当初に、全教職員対象の研修会ということで、こういう中で説明をしてございます。

また、岩出市人権教育推進連絡協議会の夏期研修、この中でもこういった事例を挙げながら研修して共通理解を図っているということでございます。

それから、当事者が、例えば、学校に在籍している場合、これ、いろいろと相談しなくても済むようなという環境ということでお話がありましたけども、大変デリケートな問題かなというふうに思います。

性に関することを学校教育の中で扱う場合は、児童生徒の発達の段階を踏まえること、また教育の内容について、学校全体で共通理解を図る、それから保護者の理解を得る、事前に集団指導として行う内容と個別指導との内容を区別しておく、

いろいろ計画性を持って実施することなどが必要なと思います。

適切な対応というのは、個々に応じて、状況に応じて変わってくるということになります。そのためには、しっかりと当事者と保護者、合意形成を行うと。それから研修等において、日ごろから人権尊重の視点に立った学校づくりといますか、教職員の研修といますか、そういうことを扱っていくということでございます。

それから、当事者あるいは保護者から相談を受けた場合、相談体制というお話もありましたけども、文科省からの通知によりますと、学校内に直ちにサポートチームをつくって、チームで対応する、医療機関との連携、児童生徒に対する相談体制を具体的に、数値の中で示されておりますので、そういうチームをつくって対応するというところでございます。

提出書類ということですけども、来年度から学校における男女混合名簿、これを教育委員会のほうから指導しているところでございます。

○田畑議長 総務部長。

○大平総務部長 市来議員の再質問にお答えいたします。

申請書の性別欄の有無についての検討はということでございますが、現在、他の県内の市の状況等とも対応状況も確認等をしておりますが、本市と余り変わらぬ状況であるということでございます。

しかしながら、体の性と心の性とが合致していない性的少数者の方は、性別欄にどちらの性別を書けばいいのか悩む、あるいは通知書等に自認している性と違う性が記載されており、違和感があるなど、生きづらさを感じているというような、いわゆる性別欄に対する課題があるということは認識してございます。

したがって、今後は、市で扱うそういう申請書について、性別欄の必要性について、現在ある書類もですけども、十分検討していくという方向で進めたいと考えてございます。削除できるものはということでございます。

○田畑議長 再々質問を許します。

(なし)

○田畑議長 これで、市来利恵議員の2番目の質問を終わります。

以上で、市来利恵議員の一般質問を終わります。